

**令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等
制作・広告運用業務委託に係る企画提案競技実施要項**

1 趣 旨

本実施要項は、「令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託先の選定に関し、企画提案競技（以下「本件」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

なお、本実施要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、本実施要項が優先する。

2 契約に付する事項

- (1) 委 託 名 令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託
- (2) 履行場所 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県生活環境部自然保護推進室
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 業務概要 別紙1「令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (5) 限 度 額 23,333,700円（消費税10%を含む）
- (6) 著作権等
仕様書による。
また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- (7) 再 委 託
本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的かつ必要最小限の範囲で、事前に県と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

3 主なスケジュール

募集の公告	令和8年3月12日（木）15時00分
質問書受付期限	令和8年3月18日（水）17時00分
提案競技参加申込・資格審査書類期限	令和8年3月23日（月）17時00分
企画提案書等提出期限	令和8年3月31日（火）17時00分
審査会	令和8年4月 7日（火）（予定）
審査結果の通知	令和8年4月 8日（水）（予定）

4 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者であること。
- (3) 令和7年度までに、元請けまたは他企業と協働で①プロモーション動画の制作、②テレビCMの放映、③ウェブ広告の配信に係る業務を受注し完了した実績を有するとともに、次の各

項目に該当すること。なお、業務については単一の契約に①～③の全てが含まれていない場合でも、複数の契約で①～③それぞれの実績が確認できれば要件に該当するものとみなす。

ア 本業務の実施に当たり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

イ 県から要請があった場合、2日以内に担当者等の派遣が可能な者であること。

ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、県警察本部に照会する場合がある。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ） 暴力団員が役員となっている事業者

（エ） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（オ） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料購入契約等を締結している者

（カ） 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

（キ） 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

（ク） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 参加申込書及び資格審査書類

（1）参加申込書について

本件への参加を希望する者は、「参加申込書（別紙様式1）」及び下記の「（2）資格審査書類」をe-mailで提出すること。件名は「（提案競技参加申込）令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

（2）資格審査書類について

ア 資格審査書類

（ア） 参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）

（イ） 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。）

（ウ） 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（写し可。）

イ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

（ア） 営業概要書、貸借対照表、損益計算書

（イ） 取扱商品等調書

（ウ） 納税証明書（県税）

（エ） 納税証明書（地方消費税）

（オ） 登記簿謄本

（カ） 定款（写し）

(3) 参加申込書及び資格審査書類の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年3月23日(月) 17時00分まで
- イ 提出先 「10 連絡・問合せ先」

(4) その他

定められた期限までに全ての書類の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月31日(火) 17時00分までに、e-mailで「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書はe-mailで提出し、件名は「(質問)令和7年度(繰越)くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託」とすること。なお、メールの受信確認を必ず電話にて行うこと。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年3月18日(水) 17時00分まで
- イ 提出先 「10 連絡・問合せ先」

(3) 回答

令和8年3月20日(金)までに、質問者にe-mailで回答し、県ホームページにも掲載する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書の提出等

(1) 本業務の目的等に留意のうえ、次の表に記載している企画提案書等を作成(A4サイズ(タテ)、長辺左綴じ(フラットファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せずダブルクリップ等でとめること))のうえ、紙媒体により7部を提出期限までに郵送又は持参により提出すること。併せて、担当者メールアドレスへe-mailでPDF等データも提出すること。

ア 表紙	企業等名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4タテ)
イ 企画提案書	<u>仕様書「5業務の内容」に従って</u> 、効果的な業務実施に係る企画・提案をすること。	様式、内容等自由 (A4タテ)
ウ 協力企業一覧表	本業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業等がある場合は、当該企業等の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4タテ)

エ 業務実施体制表	<p>ア 本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。</p> <p>なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。</p> <p>イ 仕様書に沿って、契約締結後のスケジュール案を提案すること。</p>	様式自由 (A4タテ)
オ 実績書類	元請けまたは他企業と協働で①プロモーション動画及びポスターの制作、②テレビCMの放映、③ウェブ広告の配信に係る業務を受注し完了した実績を証する書類（写し可）	様式自由 (A4タテ)
カ 見積書	本事業に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4タテ)

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

提出方法は、郵送又は持参とする。ただし、持参による提出の受付時間は、開庁日の9時00分から17時00分までとする。郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

ア 提出期限 令和8年3月31日（火）17時00分まで

イ 提出先 「10 連絡・問合せ先」

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者を選定する。

なお、参加者が5者を超える場合は、事務局による一次審査（書類審査）を実施し、審査会への参加者を5者に絞ることができるものとする。一次審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対して、担当者メールアドレスにe-mailで通知する。

また、審査会は令和8年4月7日（火）を予定しているが、詳細については、参加者に別途通知することとする。

(2) 参加者は、審査会において企画提案等に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。質疑の時間は、1者につき10分以内とする。

(3) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受理順とする。

(4) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

(5) 審査結果は、書面及びe-mailにより令和8年4月8日（水）（予定）に通知する。

(6) 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、契約候補者との契約が成立しない場合は次点の者を契約候補者とする。

なお、9 その他（1）の失格事項に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。
また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

（7）審査内容や結果に関する質問は、受け付けないものとする。

9 その他

（1）次の各号のいずれかに該当するものは、失格とする。

ア 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記入をした者

イ 参加資格に不備がありながら、参加申込書及び企画提案書等を提出した者

ウ 見積価額が、県予算額を上回る者

エ 審査委員又は関係者と本件の審査結果等について、自らに有利となるよう働きかける等の行為をした者

オ その他、審査委員会が不適格と認める者

（2）企画提案書等の作成や提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

（3）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は本業務以外には使用しない。

（4）本業務の実施に当たっては、企画提案等の内容について、県と契約候補者（受託者）との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

10 連絡・問合せ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部 自然保護推進室 自然保護班

TEL：097-506-3035 FAX：097-506-1749

Mail：a13070@pref.oita.lg.jp